

令和7年度版三重県職員採用案内パンフレット等作成業務委託

仕 様 書

1 目的

公務員志望者はもとより進路検討中の者や民間志望者、転職希望者を対象に、三重県職員について認知度が高まり、興味を惹くようなパンフレット等を制作することにより、三重県職員の仕事の内容や魅力等を効果的に発信し、受験者増加及び優秀で多様な人材の確保につなげることを目的とします。

2 委託業務名

令和7年度版三重県職員採用案内パンフレット等作成業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月20日（木）まで

4 委託業務の内容

(1) 業務内容

(ア) パンフレットの作成

部数：6, 300部

規格：出来上がりA4サイズ、12ページ ※折り方、綴じ方は指定なし

(紙質) 再生コート紙またはコート紙(8(2)特記事項)、四六判135kg

(印刷) 全ページフルカラー、色数指定なし

内容：別紙1「三重県職員採用案内パンフレット作成方針」のとおり

取材等：職種紹介ページ等掲載職員14名の写真撮影、取材及び記事作成

※4日(2日…津地域、2日…県内地域(北勢～中勢地域))程度を予定しています。撮影場所は主に三重県庁及び三重県各庁舎内ですが、一部、県の単独機関や市町立小中学校での取材等も想定されます。

※取材等の日時や場所は調整のうえ決定します。

(イ) ポスターの作成

部数：360部

①A2サイズ 200部

②B2サイズ 160部

規格：(紙質) 再生コート紙またはコート紙(8(2)特記事項)、四六判135kg

(印刷) フルカラー、色数指定なし

※パンフレットの表紙のデザインを基にポスターを作成してください。

そのうえで、三重県人事委員会事務局が指定する文字や二次元コード等を追加してデザインしてください。

(ウ) パンフレットの電子データ化

成果物として印刷物の他に、パンフレットのPDFファイルを作成し保存したCD等の記憶媒体1部、撮影した写真データのうち三重県人事委員会事務局が指定するものを保存したCD等の記憶媒体1部を納品してください。

なお、電子データの著作権は三重県人事委員会事務局に帰属するものとします。パンフレットの全ての部分並びに後日指定する任意の部分及び写真データについて、三重県人事委員会事務局が別途作成するホームページ等に転載できることとします。

5 著作権等の帰属

(1) 成果物の所有権は、三重県人事委員会事務局へ成果物の引渡し完了したときに三重県人事委員会事務局に移転するものとします。

- (2) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県人事委員会事務局に譲渡されるものとします。
また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとします。

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」(以下「落札停止要綱」という。)に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって、暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - (ウ) 三重県人事委員会事務局に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県人事委員会事務局と協議を行うこと。
- (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8 その他特記事項

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県人事委員会事務局と協議しながら進めるものとします。また、校正の過程で、提出された企画案からの各ページのレイアウトの配置や文字の修正を求める場合があります。
- (2) 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和6年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこととします。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)
- ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認めます。

参考: 「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」

三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOKAKU/HP/84547044152.htm>

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>